

平成 30 年公認会計士試験 第 I 回短答式試験 企業法【講評】

短答式試験お疲れ様でした。今回の企業法の出題形式としては、全 20 問（各問 4 肢 6 択）の組み合わせ問題、配点は各問 5 点であり、前回と変更はありませんでした。

出題内容については、条文の知識を幅広く問う問題が中心ですが、最高裁判所の判例については、4 肢が出題されました。判例の出題は、前回の 1 肢と比べて増加しております。

具体的な出題範囲としては、商法から 1 問、会社法総則から 1 問、株式会社の設立から 2 問、株式から 3 問、機関から 6 問、資金調達から 2 問、株式会社の計算等から 1 問、組織再編行為等から 2 問、金融商品取引法から 2 問出題されております。商法が 2 問から 1 問に減少しましたが、会社法総則が 1 問出題されているため、実質的な変更はないといえます。機関からの出題が 5 問から 6 問、株式からの出題が 1 問から 3 問と増加し、資金調達からの出題が 3 問から 2 問、株式会社の計算等からの出題が 2 問から 1 問と減少しております。また、持分会社からの出題がありませんでしたが、組織再編行為等の出題において組織変更が出題されているため、実質的に持分会社に関する出題はなされております。

問題の難易度については、前半に解きにくい問題が多かったという印象です。企業法が得意な受験生は高得点を取ること十分に可能だったと思います。CPA の受講生におかれましては、短答直前答練・短答式模擬試験で出題した問題、短答対策問題集に掲載されている問題と類似した問題が非常に多く出題されていたため、自信を持って解答できたものと確信しております。

今回の企業法の問題の難易度は、必ず正答したい問題である A 問題が 15 問、正答を得ることが可能な問題である B 問題が 5 問でした。A 問題を 15 問中 12 問～13 問、B 問題を 5 問中 1 問～2 問正答したいため、合格ボーダーは、70 点程度と考えております。

平成 30 年公認会計士試験

第 I 回短答式試験

企業法・解答解説

問題 1

正解 3 (難易度: A)

- ア. ○ 最判平 20 年 2 月 22 日。会社法 5 条により、会社がその事業としてする行為およびその事業のためにする行為は、商行為とされる。そして、会社は、自己の名をもって商行為をすることを業とする者であることから、商法上の商人に該当する(商法 4 条 1 項)。また、商法 503 条 2 項により、商人の行為はその事業のためにするものと推定されることから(商法 503 条 2 項の「営業」とは、会社については、「事業」と同義と解される)、会社の行為は商行為と推定され、これを争う者において当該行為が当該会社の事業のためにするものでないこと、すなわち当該会社の事業と無関係であることの主張立証責任を負う。
- イ. × 17 条 1 項 1 号。代理商は会社の事業に関して知識を有しているため、競業を自由にできるとすれば、それを利用することで会社の利益を犠牲にして、自己または第三者の利益を図る危険が大きい。そこで、会社の利益の保護を図るために、代理商には競業禁止義務が課せられている。したがって、会社の代理商は、**会社の許可を受けなければ、自己または第三者のために会社の事業の部類に属する取引をしてはならない。**
- ウ. × 21 条 2 項。事業を譲渡した会社が同一の事業を行わない旨の特約をした場合には、当該特約は、当該事業を譲渡した日から **30 年**の期間内に限り、その効力を有する。なお、30 年を超える特約があった場合でも、当該特約が全体として無効になるわけではなく、法定の範囲(30 年)においては有効である。
- エ. ○ 908 条 1 項前段。指名委員会等設置会社である場合を除き、株式会社は、代表取締役の氏名および住所を登記しなければならない(911 条 3 項 14 号)。そして、会社法の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。これを登記の消極的公示力という。したがって、株式会社の代表取締役が退任した場合において、その退任の登記の後でなければ、当該株式会社は、当該代表取締役の退任を善意の第三者に対抗することができない。

問題 2

正解 1 (難易度: B)

- ア. ○ 最判昭 43 年 4 月 24 日。商法では、商行為の代理の方式として、非顕名主義を採用している。非顕名主義とは、代理人が意思表示をするにあたって、本人のためにすることを示さずに法律行為をした場合であっても、代理人の意思表示の効果が本人に帰属することをいう。よって、商行為の代理人が本人のためにすることを示

さないでこれをした場合であっても、その行為は、本人に対してその効力を生ずる（商法 504 条本文）。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知らなかったときは、代理人に対して履行の請求をすることができる（同条ただし書）。ここで、最高裁判所の判例によれば、相手方が本人のためにすることを知らなかったことにつき過失がある場合には、保護する必要はないとしている。すなわち、代理人が本人のためにすることを相手方が過失なく知らなかったときは、相手方は本人との法律関係を主張するか、代理人との法律関係を主張するかを選択することができる。

- イ. ○ 商法 535 条。
- ウ. × 商法 554 条。問屋は指値（委託者が指定した価格）に従わなければならない。したがって、問屋が指値よりも安く販売したり、指値よりも高く買い入れたとしたならば、委託者としては、当該売買の効果を自己に帰属させることを拒否することができる。しかし、問屋が、**その差額について支払う旨の意思表示をした場合については、当該売買の効果は委託者に対して効力を有する**。すなわち、この場合は、委託者は自己への帰属を拒否することができないのである。
- エ. × 商法 594 条 1 項。場屋には多数の人数が頻繁に出入りをし、客自身がその所持品の安全を図ることは困難であるので、場屋に来集する客を保護するために場屋営業者に厳格な責任を負わせているのである。したがって、場屋営業者は、客から寄託を受けた物品の滅失または毀損については、**不可抗力によることを証明しなければ、損害賠償請求責任を免れることができない**。

問題 3

正解 6 （難易度：B）

- ア. × **このような規定はない**。
- イ. × **このような規定はない**。
- ウ. ○ 53 条 2 項。発起人、設立時取締役または設立時監査役がその職務を行うについて悪意または重過失があったときは、発起人、設立時取締役または設立時監査役は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（53 条 2 項、54 条）。当該責任は、第三者保護のため、会社法が定めた特別の法定責任である。
- エ. ○ 53 条 1 項、55 条。発起人、設立時取締役または設立時監査役は、株式会社の設立についてその任務を怠ったときは、当該株式会社に対して、連帯して、損害賠償責任を負う（53 条 1 項、54 条）。当該責任は、総株主の同意がなければ免除することができない。

問題 4

正解 2 （難易度：A）

- ア. ○ 27 条 4 号。設立に際して出資される財産の価額またはその最低額は、絶対的記載事項である。
- イ. × 27 条各号参照。設立時取締役の氏名は、絶対的記載事項ではないため、**定款に記載し、または記録する必要はない**。

- ウ. ○ 27 条 2 号。株式会社の商号は、絶対的記載事項である。
- エ. × 28 条 4 号かつこ書き、会社法施行規則 5 条 4 号。① 定款の認証手数料、② 定款に係る印紙税、③ 払込取扱機関に支払うべき手数料および報酬、④ 検査役の報酬、⑤ **設立登記の登録免許税**は、会社設立に必要な不可欠な費用であり、また、その金額算定には客観性があることから、発起人の恣意性が介入するおそれがないので、**変態設立事項の規制の対象外**とされている。したがって、**設立登記の登録免許税は、定款に記載または記録がなくても会社が負担することになる。**

問題 5 正解 5 (難易度: A)

- ア. × 105 条 2 項。会社法上、会社が営利性を有する旨の明文規定はないが、会社は営利性を有すると解される。営利性とは、① 継続した営業活動により利益を獲得し、かつ、② その得た利益を社員に対して分配することをいう。②で示されている利益の分配方法としては、剰余金の配当および残余財産の分配がある。株式会社においては、**当該株式会社が公開会社であるか否かに関係なく、会社の営利性から、株主に剰余金配当請求権および残余財産分配請求権の全部を与えない旨の定款の定めは、その効力を有しないものとされている。**
- イ. ○ 最判平 9 年 1 月 28 日。最高裁判所の判例によれば、共有株式の権利行使者を定めるにあたっては、各共有株主の持分の価格に従って、その過半数で決定することができるとしている。
- ウ. × 110 条、111 条 1 項。種類株式発行会社でない株式会社が、その発行する全部の株式の内容として取得条項を設ける定款の変更をする場合は、**株主全員の同意**を得なければならない。また、種類株式発行会社がある種類株式の発行後に定款を変更して当該種類株式の内容として取得条項を設ける場合も、**当該種類株式を有する株主全員の同意**を得なければならないことから、**株主に株式買取請求権は認められていない。**
- エ. ○ 120 条 1 項 3 項。株式会社は、何人に対しても、株主の権利の行使に関し、当該株式会社またはその子会社の計算において、財産上の利益の供与をしてはならない。そして、株式会社が当該規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与を受けた者は、これを当該株式会社またはその子会社に返還しなければならない。この場合において、当該利益の供与を受けた者は、当該株式会社またはその子会社に対して当該利益と引換えに給付したものがあるときは、その返還を受けることができる。

問題 6 正解 3 (難易度: A)

- ア. ○ 171 条の 3。全部取得条項付種類株式の取得の無効を争う手段としては、株主総会の決議取消しの訴えがあるが、事後的に取得の効力が否定されると法律関係を不安定にするおそれがある。そうであれば、株主が、取得の効力発生前にその差止めを請求することができることとするのが相当である。そこで、会社法は、株主に全

部取得条項付種類株式の取得差止請求を認めたのである。

- イ. × 178 条 2 項。取締役会設置会社が自己株式を消却するときは、**取締役会の決議**によらなければならない。
- ウ. × 179 条の 3 第 1 項 3 項。特別支配株主による株式等売渡請求の制度趣旨は、キャッシュ・アウトを行おうとする株主が大多数の議決権を保有している場合に、対象会社の株主総会の決議を経ることなく、機動的にキャッシュ・アウトを行うことができるようにすることである。したがって、取締役会設置会社の特別支配株主が株式等売渡請求をしようとするときは、**株主総会の決議による承認は不要であり、取締役会の決議による承認で足りる**。
- エ. ○ 180 条 3 項。公開会社においては、機動的な資金調達を重視して、授權資本制度により募集株式の発行等を取締役会が決定することとしている。しかし、発行可能株式総数が多すぎると、取締役会の権限が強大になり、その権限を濫用するおそれがある。そこで、会社法は、授權限度を法定することにより、そのような権限濫用の危険性を回避しているのである。また、授權限度を定めることにより、既存株主が受ける持株比率の低下の限界を既存株主に示すこともできる。したがって、公開会社において、株式の併合の効力発生日における発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式総数の 4 倍を超えることができない。

問題 7

正解 2 (難易度: B)

- ア. ○ 208 条 4 項。募集株式発行の効力発生前において、株式引受人の交替が生じ、これを会社に対して対抗できるとすると、募集株式発行手続に混乱が発生してしまう。したがって、これを防止し、会社の事務処理の便宜を図るために権利株の譲渡制限が定められている。なお、権利株の譲渡制限については、「株式会社に対抗することができない」とされているだけであり、株券発行前の株式の譲渡制限の規定のように、株式会社に対する関係で無効とされているわけではない点に注意してほしい。
- イ. × 著しく不公正な払込金額で募集株式の発行が行われると、既存株主は株価下落による経済的不利益を被るため、既存株主の経済的損失の回復を図る必要がある。そこで、取締役と通じて著しく不公正な払込金額で募集株式を引き受けた募集株式引受人は、株式会社に対し、当該払込金額と当該募集株式との差額に相当する金額を支払う義務を負うこととされている (212 条 1 項 1 号)。しかし、この場合においても、当該支払責任が生じるのみで、**当該募集株式についての株主の権利は制限されない**。
- ウ. ○ 213 条の 2 第 2 項。なお、出資の履行を仮装することに関与した取締役等も立証責任が転換された過失責任を負っていくが、出資の履行の仮装によって自らが利益を得るわけではないこと等を踏まえ、責任の免除については、総株主の同意を要しないこととされている。これに対して、株式会社の設立に際して出資の履行が仮装された場合については、出資の履行の仮装によって自らが利益を得ることとなる発起人等の責任だけでなく、出資の履行を仮装することに関与した他の発起人または設立時取締役の責任の免除についても総株主の同意を要することとしている (55 条、

103 条 3 項)。これは、株式会社の設立時の現物出資財産の不足額填補責任については、当該財産を給付した者以外の発起人および設立時取締役の責任を含めて、その免除に総株主の同意が必要とされていることを踏まえたものである（52 条 1 項、55 条参照）。

- エ. × 209 条 3 項。募集株式引受人が出資の履行を仮装した場合において、出資の履行が仮装された当該募集株式を譲り受けた者が出資の履行の仮装について悪意または重大な過失があるときは、**当該募集株式についての株主の権利を行使することができない。この場合であっても、当該譲受人は払込みを仮装した払込金額を支払う義務を負わないため、本肢は誤りである。**

問題 8 正解 1 （難易度：A）

- ア. ○ 327 条 4 項。指名委員会等設置会社は監査委員会に取締役等の職務執行の監査権限を付しており（404 条 2 項 1 号）、監査役と権限が重複するため、監査役を置くことができない。
- イ. ○ 会計参与は、いずれの機関設計においても任意で置くことができる。
- ウ. × 監査役会設置会社は、常勤の監査役を選定する必要があるが（390 条 3 項）、**その旨を定款に定める必要はない。**
- エ. × **会計参与はいずれの機関設計においても任意で置くことができる。**

問題 9 正解 2 （難易度：A）

- ア. ○ 299 条 2 項 2 号。公開会社は取締役会を置かなければならない（327 条 1 項 1 号）。そして、取締役会設置会社は、書面または電磁的方法によって株主総会の招集通知をしなければならない。なお、電磁的方法により招集通知を行う場合は、株主の承諾を得る必要がある（299 条 2 項 3 項）。したがって、公開会社は、株主総会の招集通知を口頭によって行うことができない。
- イ. × 最判昭 60 年 12 月 30 日。最高裁判所の判例によれば、招集権者による株主総会の招集の手続を欠く場合であっても、**株主全員がその開催に同意して出席した株主総会においてなされた決議は有効に成立する**とされる（全員出席総会）。
- ウ. ○ 304 条本文かつこ書。
- エ. × 309 条 3 項 1 号。株式会社が、その発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当該株式の承認を要する旨の定款の定めを設ける場合は、株主に重大な影響を与えるおそれがあるため、**株主総会の特殊決議**によって行う。

問題10 正解 6 （難易度：A）

- ア. × 312 条 1 項。電磁的方法による議決権の行使が認められる場合、**電磁的方法により株主総会の招集通知を発することについて承諾した株主（299 条 3 項）であるか否かに関係なく**、株主は、株式会社の承諾を得たうえで、電磁的方法により議決権

を行使することができる。この場合において、株主が電磁的方法により株主総会の招集通知を発することについて承諾した者である場合には、株式会社は、正当な理由がなければ、当該承諾をすることを拒んではならない（同条 2 項）。

- イ. × 314 条ただし書。取締役は、株主総会において株主から特定の事項について説明を求められた場合に、その事項が株主総会の目的である事項に関しないものであることを理由として、**説明を拒否することができる。**
- ウ. ○ 315 条 2 項。
- エ. ○ 319 条 1 項。このように株主総会の決議を省略することを、一般的に書面決議という。議決権を行使することができる株主の全員の意見が一致しているような場合には、あえて株主総会を開催することで費用と時間をかける必要はなく、株主総会の決議の省略を認めることが合理的だからである。

問題11

正解 4 （難易度：A）

- ア. × 監査等委員会による取締役の職務の執行に対する監査の方法は、指名委員会等設置会社における監査委員会の監査の方法と同様である。すなわち、監査等委員は、取締役会が設ける内部統制部門を通じて監査を行う。すなわち、監査等委員会の職務は、内部統制システムが適切に整備および運用されているかを監視し、必要に応じて内部統制部門に対し具体的指示をすることである。こうした監査方法の違いを反映して、**監査等委員の中に監査役会設置会社における常勤監査役（390 条 3 項）に相当する者を定めることは義務づけられていない。**
- イ. ○ 399 条の 5。監査等委員の株主総会に対する報告義務は、指名委員会等設置会社の監査委員にはない義務であるが、監査役の義務にならって盛り込まれた（384 条参照）。指名委員会等設置会社における監査委員に当該義務がないのは、取締役として議案等を検討し、これに法令違反等があると認めるときは、取締役会への報告（406 条）により対応することが想定されるためである。ここで、監査等委員会設置会社の監査等委員も取締役であるので、議案等を検討し、これに法令違反等があると認めるときに、取締役会への報告をしなければならないことは、監査委員と同じであるが（399 条の 4）、監査等委員会設置会社には、指名委員会等設置会社と異なり指名委員会および報酬委員会が置かれないことに鑑みれば、監査等委員には、取締役会だけでなく株主総会にも報告義務を課すことが適切と考えられるため、監査役と同様に（384 条後段参照）、株主総会への報告義務を課すこととしたのである。
- ウ. ○ 342 条の 2 第 4 項。監査等委員会には、指名委員会等設置会社における指名委員会に準ずる経営評価の役割が期待されている。取締役会による取締役に対する監督機能の根幹は、選任等および報酬の決定であり、監査等委員会による監査等委員でない取締役の選任等に関する意見陳述権は、指名委員会等設置会社における指名委員会の機能の一部ではあるが代替するものであって、監査等委員会による監督のための重要な権限であるといえることができる。
- エ. × 423 条 4 項。監査等委員会設置会社において、取締役（監査等委員であるものを除く）が利益相反取引（356 条 1 項 2 号 3 号）につき監査等委員会の承認を受けた

ときは、**取締役の任務懈怠の推定規定が適用されない**。これは、社外取締役に期待される利益相反の監督機能を前提に、監査等委員会制度の利用を促進するという政策的観点から認められたものである。

問題12 正解 3 (難易度: A)

- ア. ○ 389 条 1 項かつこ書。監査役会をわざわざ置く以上は監査役に業務監査権限を与えることがふさわしいからである。
- イ. × 監査役会制度の趣旨は、大規模な株式会社において、監査役が集まって監査の方針やそれぞれの役割分担を取り決め、互いに連携協力することにより、監査の重複等を避けた組織的かつ効率的な監査を可能とすることにある。したがって、決議の省略を認めてしまうと当該趣旨を達成することができないため、監査役会においては、**決議の省略は認められていない**。
- ウ. × 385 条参照。監査役が取締役の違法行為差止請求権を行使する場合に、**監査役会の決議は不要**である。
- エ. ○ 335 条 2 項。

問題13 正解 4 (難易度: A)

- ア. × 911 条 3 項 13 号 22 号イ。代表権を有しない取締役の氏名は登記事項であるが、**住所は登記事項ではない**。なお、代表取締役の住所は登記事項である(911 条 3 項 14 号)。
- イ. ○ 362 条 2 項 3 号, 399 条の 13 第 1 項 3 号。代表取締役の選定および解職権限は、取締役会の重要な監督権限である。
- ウ. ○ 取締役会は、会社から経営を委任された受任者である取締役で構成されているため、当然に日々の経営に関与していることから、招集通知に記載された会議の目的事項以外の事項について決定することができる。
- エ. × 366 条 1 項。取締役会は、原則として各取締役が招集する。ただし、定款または取締役会によって、取締役会を招集する取締役(招集権者)を定めることができる。

問題14 正解 6 (難易度: A)

- ア. × 911 条 3 項 5 号。株式会社の資本金の額は登記事項であるが、**準備金の額は登記事項ではない**。
- イ. × 自己株式の処分をしても**資本金の額は増加しない**。
- ウ. ○ 451 条 2 項。株式会社は、剰余金の額を減少して、準備金の額を増加することができる。この場合においては、① 減少する剰余金の額、② 効力発生日を株主総会の普通決議で定めなければならない(451 条 1 項 2 項)。なお、減少する剰余金の額は、効力発生日における剰余金の額を超えてはならない(同条 3 項)。
- エ. ○ 447 条 2 項。資本金の額を負の数値にすることはできない。

問題15

正解 2 (難易度：A)

- ア. ○ 461 条 1 項 2 号。
- イ. × 461 条 1 項各号。他の会社の事業の全部の譲受けに伴う自己株式の取得はやむを得ない取得であるため、**財源規制の対象とならない**。
- ウ. ○ 461 条 1 項 5 号。
- エ. × 461 条 1 項各号。単元未満株式買取請求により、単元未満株式を買い取る行為は、一般的に買取代金がさほど高額にならないし、株主の投下資本回収を保障する必要が高いことから、**財源規制の対象とならない**。

問題16

正解 5 (難易度：B)

- ア. × 716 条。社債権者集会は、**会社法に規定する事項および社債権者の利害に関する事項について決議をすることができる**。
- イ. ○ 723 条 1 項 2 項。
- ウ. × 725 条 1 項。社債権者は、自らが社債権者集会に出席してその議決権を行使することができるのはもちろんのこと、**議決権の代理行使**(725 条)、書面投票(726 条)、電子投票(727 条)、議決権の不統一行使(728 条)が認められる。なお、株主総会の場合と異なり、書面投票はいかなる場合でも認められる。
- エ. ○ 737 条 1 項。社債権者集会の決議は、社債管理者または代表社債権者(社債管理者があるときを除く)が執行する。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めることもできる。

問題17

正解 6 (難易度：A)

- ア. × 2 条 26 号。組織変更とは、会社の組織を変更することにより、**株式会社が持分会社に変わる**こと、または、**持分会社が株式会社に変わる**ことをいう。したがって、合名会社を合資会社とする会社の種類の変更は、**持分会社間の会社の種類の変更であるため、会社法上の組織変更**に該当しない。
- イ. × 776 条 1 項。組織変更をする株式会社は、効力発生日の前日までに、組織変更計画について、**総株主の同意**を得なければならない。組織変更が行われると、社員の責任の態様、持分の譲渡性、業務執行権限などの点において変化が生じることとなる。このように、組織変更によって株主に大変重大な影響を与えることになるので、総株主の同意を得る必要があるのである。
- ウ. ○ 777 条 1 項。株式会社の組織変更の効力が発生すると、当該会社が発行していた新株予約権は消滅する(745 条 5 項)。そして、新株予約権者には組織変更による対価が交付されることになるが、当該対価が不当である場合も考えられるため、交付される対価に反対する新株予約権者への救済策として新株予約権買取請求権が規定されている。
- エ. ○ 781 条 2 項、779 条。組織変更が行われると、社員の責任の態様に変更が生じることとなる。したがって、組織変更によって債権者に重大な影響を与えることになる

ので、組織変更の際には債権者異議手続が設けられている。

問題18 正解 1 (難易度：A)

- ア. ○ 838 条。法律関係の画一的確定の観点から、組織再編行為の無効判決には対世的効力が認められている。
- イ. ○ 新設合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定すると、新設会社は将来に向かっていわば分割されることになる。新設合併の設立会社は解散し、消滅会社が復活する。設立会社については解散の登記、復活する消滅会社については回復の登記がなされる (937 条 3 項 3 号)。
- ウ. × 789 条 1 項 2 号。吸収分割後に吸収分割株式会社に対して債務の履行 (当該債務の保証人として吸収分割承継会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む) を請求することができない吸収分割株式会社の債権者は、吸収分割株式会社に対して、吸収分割について異議を述べる事が**できる**。当該債権者にとっては、債務者が分割会社から承継会社に交代することとなるためである。これに対して、吸収分割後も吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求することができる吸収分割株式会社の債権者については、異議を述べる事ができない。なぜなら、分割会社は、承継会社から吸収分割による対価の交付を受けているため、分割の前後では、分割会社の資産状態には実質的な変動がなく、当該債権者が不利益を受けるおそれがないといえるからである (例外として、人的分割類似行為をする場合は異議を述べる事ができる)。
- エ. × 834 条 9 号。会社の吸収分割の無効の訴えについては、**吸収分割株式会社と吸収分割承継会社の双方がそれぞれ被告となる**。

問題19 正解 3 (難易度：B)

- ア. ○ 金商法 21 条の 2 第 3 項。投資家が当該責任を追及するためには、虚偽記載等と因果関係のある損害の額について責任を追及する側 (投資家側) が立証する必要がある。しかし、投資家がこれらの立証を行うのは困難であるため、その立証を容易にする趣旨で当該推定の規定は設けられている。
- イ. × 金商法 21 条の 2 第 1 項 2 項。有価証券報告書のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、または記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該有価証券報告書の提出者は、当該書類の公衆縦覧期間に当該書類の提出者が発行者である有価証券を募集もしくは売出しによらないで取得した者または処分した者に対して、記載が虚偽であり、または欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負う (21 条の 2 第 1 項本文)。当該責任は、過失責任であるが、無過失の立証責任は提出者にある。すなわち、**立証責任の転換された過失責任である** (同条 2 項)。ただし、その有価証券を取得した者が取得の際、虚偽記載等があることを知っていた場合は、提出者の責任は免責される (同条 1 項ただし書)。したがって、**有価証券報告書の提出者が虚偽記載に**

ついて故意または過失がなかったことを証明すれば、損害賠償責任を免れることができる。

- ウ. × 金商法 24 条の 4 参照。有価証券報告書に係る財務書類について虚偽記載がない旨の監査証明をした公認会計士または監査法人が負担する損害賠償責任については、金融商品取引法上、投資者の損害額の推定規定が**置かれていない**。
- エ. ○ 金商法 24 条の 4，金商法 22 条 2 項，金商法 21 条 2 項 2 号。有価証券の発行者以外に責任主体を拡大した趣旨は、発行者の責任を定めるだけでは、投資者保護の観点から不十分であると考えられたためである。なお、当該責任は立証責任の転換された過失責任とされている。したがって、本肢は正しい。

問題20

正解 4 (難易度：A)

- ア. × 自己株券買付状況報告書は継続開示書類（金商法 24 条の 6）であるため、**有価証券の募集または売出しの手續に係る開示書類ではない**。なお、公衆に縦覧に供される書類である（金商法 25 条 1 項 11 号）。
- イ. ○ 金商法 25 条 1 項 1 号 2 号。有価証券届出書は、有価証券の募集または売出しの手續に係る開示書類であり、かつ、公衆縦覧に供される。
- ウ. ○ 金商法 25 条 1 項 3 号。発行登録追補書類は、有価証券の募集または売出しの手續に係る開示書類であり、かつ、公衆縦覧に供される。
- エ. × 金商法 2 条 10 項。目論見書は、有価証券の募集または売出しの手續に係る開示書類であるが、直接開示書類であるため、**公衆縦覧に供される書類ではない**。